

# ホミック通信

Vol.8

目に青葉、山ほととぎす初経号

2007.5

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

いよいよ新緑が目眩しい季節がやって来ました。豊かな自然の中に身を置いて、心身ともにリフレッシュしたいものです。

アウトドアを楽しむ時は紫外線に注意しなさいと、やたらに喧伝されるようになったのはいつからでしょうか？ でも、本当にそうなのかな？ と思うことがあります。全く化粧をせず日焼け止めにも無頓着な同世代の女性を数人知っていますが、いずれも若々しくきれいな肌をしているのです。あれやこれやを塗ることが肌を傷めている、そんな気がすることもあります。

ただ、二年前に夏山で作ってしまった両腕の日焼け（というか軽いヤケド）の痕は今も消えていないので、介護保険料を支払うようになったら日焼けはほどほどに、は経験上の格言です。

## ■ 死後事務の執行

任意後見契約とともに「死後事務委任契約」を結んでいた女性が数ヶ月前に亡くなり、今その契約に従って死後事務を行っている最中です。具体的には次のようなことを行います。

- 亡くなった際に連絡を受けられるよう、施設等に緊急連絡先として届ける。
- 亡くなったと連絡があれば、葬儀会社に葬儀全般を依頼する。
- 亡くなったことを、知人などに連絡する。
- 病院への遺体の引き取りに立ち会う。
- 葬儀全般に立ち会う。
- 斎場へ同行し、遺骨を預かる。
- 遺骨を納骨する。
- 施設の退所手続きをする。
- 借りていた自宅の中の家財道具一式を、業者に依頼して撤去する。
- 家主に自宅を明け渡す。
- 社会保険事務所に死亡を届ける。
- お世話になった方々へお礼をする。
- 以上にかかる費用を支払う。 など

何を行うかは、契約書の中で定めます。葬儀の予算や納骨場所などの詳細な事項もできる限り契約書に記載しておきます。

金融機関などの手続きは、死後事務委任契約に基づいては行えません。遺言執行者の立場で手続きをし、遺言のとおり財産を処分します。死後事務でかかる費用をご本人口座から引き出す場合も、遺言執行者になっておかないとなかなか難しいので、「死後事務委任契約」と「遺言」は必ずセットでお考えいただくようお願いしています。

また後見人の立場では、死後の様々な事務を行うことはできません。身寄りのない被後見人が亡くなったらあとの様々な雑事を一体どうすれば良いのか、職業後見人が皆悩むところです。

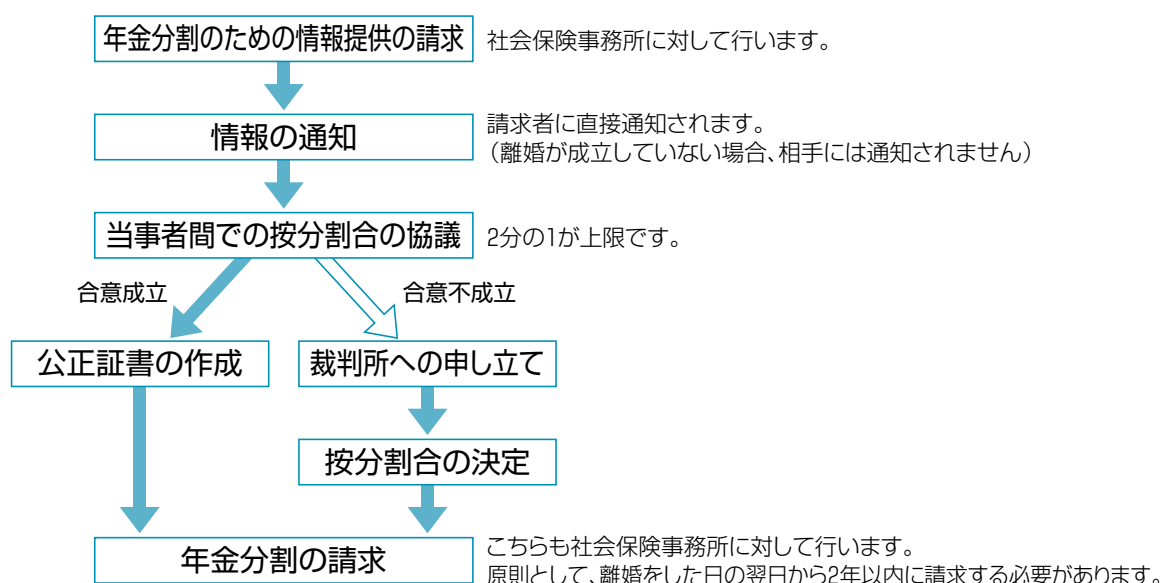
## ■ 離婚時の年金分割

今あちらこちらで話題になっている「離婚時の年金分割」制度。この制度が始まってから熟年離婚をしようと雌伏している妻がいる、と言われていましたが、実際のところどうなのでしょう？ あるテレビ番組では、配偶者の年金に関する問い合わせ（下図の「年金分割のための情報提供の請求」）は大阪府が一番多いと紹介していました。

この制度は、平成19年4月1日「国民年金法の一部を改正する法律」が施行され、将来配偶者が受け取る年金を、離婚当事者の合意あるいは家庭裁判所の審判などによって分割できるようになったことを指しています。分割の結果、当事者の年金額を算定するデータそのものが改定され、それぞれに固有の権利となります。

これによって、離婚後の男女間年金受給権の格差が縮まり、特に高齢単身女性世帯の老後の生活保障に資するものと期待されています。

大まかな手続きは以下の通りです。



### <注意点>

- ①話し合い等で離婚が成立し年金分割の請求をする場合、分割の割合を当事者で決め、それを公正証書等しておく必要があります。
- ②年金分割によって得た年金は、分割を受けた方が再婚したり、分割をされた元配偶者が死亡したとしても、終身にわたり支給されます。
- ③実際に受け取れるのは、分割を受けた方が受給資格期間を満たし、受給開始年齢に達してからです。
- ④分割の対象となる年金は、厚生年金、共済年金等のいわゆる2階建て部分に限られますので、夫が自営業者で妻が専業主婦の場合などは今回の年金分割の対象とはなりません。
- ⑤按分割合が当然に2分の1となる「3号分割」（平成20年4月1日以降の離婚が対象）もあります。

年金分割は離婚時の財産の清算の一つです。今後は財産分与の一部として離婚の際に協議されることになるでしょう。

### 司法書士の仕事

- 不動産登記
  - 商業・法人登記
  - 裁判
  - 成年後見
- 相続・売買・贈与など  
設立・役員変更など  
訴訟・調停・和解・破産など  
任意後見契約・遺言・死後事務など